

福島原子力発電所に関連する消防の対応について（第 56 報）

平成 23 年 4 月 8 日（金） 6 時 30 分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の規模（実派遣総数）

東京消防庁	72 隊	370 人
大阪市消防局	17 隊	53 人
横浜市消防局	9 隊	67 人
川崎市消防局	12 隊	36 人
名古屋市消防局	6 隊	34 人
京都市消防局	11 隊	40 人
神戸市消防局	7 隊	55 人
※これら 7 消防本部の活動の調整については、東京消防庁が担当。		
新潟市消防局	1 隊	4 人
浜松市消防局	1 隊	5 人

(2) 緊急消防援助隊及び地元消防本部等の活動状況

① 発電所対応

- ・原子力保安院からの要望を受けて、福島県原子力災害対策センターにいわき市消防本部及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部が参画（3 月 12 日）
- ・原子力安全・保安院から施設を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請があり、消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊（海水放水能力毎分 3,500ℓ 2 隊を含む）及び仙台市消防局の特殊装備部隊（海水放水能力毎分 4,250ℓ 1 隊を含む）の緊急消防援助隊としての派遣を要請→出動途上において原子力安全・保安院の要請取り消しにより、両消防本部に対する出動要請を解除（3 月 12 日）
- ・官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 4 台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 郡山地方広域消防組合消防本部（2 台） 3 月 13 日 20 時 45 分到着
 - いわき市消防本部（1 台） 3 月 14 日 0 時 45 分到着
 - 須賀川地方広域消防本部（1 台） 3 月 14 日 0 時 45 分到着
- ・官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 8 台（総計 12 台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 米沢市消防本部（1 台） 3 月 14 日 21 時 45 分到着
 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（1 台） 3 月 14 日 19 時 10 分到着
 - 宇都宮市消防本部（2 台） 3 月 14 日 21 時 50 分到着
 - さいたま市消防局（2 台） 3 月 15 日 1 時 15 分到着
 - 新潟市消防局（2 台） 3 月 14 日 23 時 45 分到着
- ・被災地での要救助者等のスクリーニングのため、消防庁から依頼し東京都より 1 万枚（3 月 14 日受領、3 月 16 日発送）、千葉市消防局より 3 千枚（3 月 15 日受領、発送）のトリアージタグの提供を受け、それを福島県の DMA T 事務局へ提供。そのうち 1,000 枚は J ビレッジにおいて保管。（3 月 30 日）
- ・福島第一原子力発電所から 4 号機において火災が発生した旨の通報があり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部から 6 隊 21 人が消火のため順次出動→自然鎮火した模様（3 月 16 日）

- ・総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、都知事がそれを受諾（3月17日夜）。それを受けて消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日0時50分）。→東京消防庁から特殊災害対策車等30隊139人が出場（3月18日3時20分）→福島第一原子力発電所に到着（3月18日17時33分）
- ・総務大臣から大阪市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、大阪市長がそれを受諾（3月18日20時10分）。それを受けて消防庁長官から、大阪市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日20時10分）。→遠距離対応送水システム及び消防車等17台53人が出場（3月19日17時24分）。→いわき市立総合体育館に全隊集結（3月20日10時50分）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し放水実施（3月19日0時30分頃から約20分間、放水実績約60t）
- ・福島第一原子力発電所に対応中の部隊の交代要員として東京消防庁の14隊102人が常磐自動車道（下り）守谷サービスエリア駐車場に集結（3月19日8時20分）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し2回目の放水実施（3月19日14時05分から3月20日3時40分：当初予定7時間のところ実績14時間、放水実績約2,430t）
- ・総務大臣から横浜市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、横浜市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、横浜市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日15時30分）。
- ・総務大臣から川崎市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、川崎市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、川崎市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日16時30分）。
- ・福島第一原子力発電所での対応に伴う除染活動を支援するため、消防庁長官から、新潟市消防局及び浜松市消防局の大型除染システム部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月20日16時00分）。
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し3回目の放水実施（3月20日21時30分から3月21日3時58分まで約6時間30分、放水実績約1,137t）
- ・緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が3号機への放水活動のため、発電所まで出動したが、2、3号機の発煙により活動中止（3月21日）。以降の福島第一原発での緊急消防援助隊の活動（除染を除く）の調整については東京消防庁が担当。
- ・浜松市消防局（1隊5人、3月21日20時00分）、新潟市消防局（1隊4人、3月22日4時00分）、横浜市消防局（9隊67人、3月22日8時00分）がそれぞれ出発。→浜松市消防局（3月22日6時55分）、新潟市消防局（3月22日8時38分）がそれぞれJビレッジ到着。横浜市消防局（3月22日12時40分）がJビレッジに到着。
- ・総務大臣から名古屋市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、名古屋市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、名古屋市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時40分）。
- ・総務大臣から京都市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、京都市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、京都市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時50分）。
- ・総務大臣から神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、神戸市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、神戸市消防局の特殊車

両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日14時00分）。

- ・緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が福島第一原子力発電所3号機に対し4回目の放水実施（3月22日15時10分から3月22日16時00分：放水実績約150t）。
- ・浜松市消防局及び新潟市消防局が、大型除染システムの東京電力による設営作業を支援（3月22日11時00分）。→東京電力による除染設備、除染体制が整ったため業務を終了（3月23日17時10分時点）。
- ・東京消防庁から第三陣7隊32人が、いわき市立総合体育館に到着（3月22日13時10分）。
- ・内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車1台を東京電力に貸与（3月22日20時27分）。
- ・緊急消防援助隊（横浜市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対する5回目の放水のためJビレッジを出発（3月23日15時15分）。→福島第一原子力発電所3号機から黒煙を確認したため作業中止（3月23日16時35分時点）
- ・川崎市消防局（12隊36人）が3月24日8時出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月24日13時40分）
- ・緊急消防援助隊（川崎市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対し5回目の放水実施（3月25日13時28分から16時00分：放水実績約450t）（累計約4,227t）
- ・名古屋市消防局（6隊34人）が3月25日22時27分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月26日12時30分）
- ・東京消防庁から第四陣7隊33人（3月25日16時10分及び3月26日20時05分着の1隊4人を含む）が、いわき市立総合体育館に到着。
- ・京都市消防局（11隊40人）が3月27日9時40分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月28日13時30分）
- ・東京消防庁から第五陣5隊29人が、いわき市立総合体育館に到着（3月28日14時50分）
- ・神戸市消防局（7隊53人）が3月29日10時20分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月30日13時55分）
- ・東京消防庁から第六陣9隊35人が、いわき市立総合体育館に到着（3月31日14時10分）
- ・福島原発発電所事故対策統合本部との調整を踏まえ、いわき市に進出拠点を確保した上で、首都圏の大都市の消防本部がそれぞれの消防本部で待機し、即応体制を確保（4月2日～）

② 搬送対応

- ・福島第一原子力発電所1号機において爆発が発生、負傷者4人を東京電力が病院へ搬送（3月12日）
- ・福島第二原子力発電所3km圏内の住民を避難させるため双葉地方広域市町村圏組合消防本部が要援護者等の搬送支援を実施（3月12日）

- ・福島第一原子力発電所から10km圏内の病院の入院患者（自力避難困難者21人）と病院関係者の避難を滋賀県隊、岐阜県隊及び安達地方広域行政組合消防本部救急隊が自衛隊とともに実施（3月12日）
 - ・3月14日11時01分頃、福島第一原子力発電所3号機において白煙が発生、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊2隊及び救助隊1隊が出動し、負傷者6人を搬送（3月14日14時50分時点）
 - ・福島県災害対策本部から屋内退避区域（20～30km）にある病院からの一部患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請。→緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請（3月17日）
 - ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を地元消防機関及び緊急消防援助隊により実施（3月17日～、詳細は別紙1参照）
 - ・3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人のうち2人を、消防庁が派遣している山口芳裕医師（杏林大学救急医学教授）及び森村尚登医師（横浜市立大学救急医学教授）がJビレッジにて診察、除染指示。双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、除染を行い、福島県立医科大学へ搬送（3月24日）（その後3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人をワゴンタクシーにて独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県）へ搬送（同研究所医師同乗）（3月25日））
 - ・福島県内屋内退避区域（福島第一原子力発電所から20～30km）からの自主避難支援のため、7県隊からなる75隊の救急搬送体制を、10都県からなる約100隊の体制へと強化（3月26日）
 - ・福島県内の救急搬送体制（緊急消防援助隊 救急部隊 計107隊）（3月26日15時時点）群馬県8隊、栃木県6隊、埼玉県15隊、東京都10隊、千葉県10隊、神奈川県20隊、岐阜県6隊、静岡県14隊、滋賀県9隊、茨城県9隊
 - ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の在宅（巡回）診療の実施に際し、緊急消防援助隊の救急救命士が、搬送が必要な場合の連絡調整員として各チームに1人同乗し、活動実施。必要に応じ、消防機関が搬送を実施（4月4日～、詳細は別紙2参照）
 - ・福島第一原発で作業中に体調不良となった作業員1名を、東京電力がJビレッジへ搬送し、その後、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が、Jビレッジから総合磐城共立病院へ搬送（4月7日）
- ③ その他
- ・大熊町のホテルウィルでぼや火災が発生（3月31日14時59分覚知）。双葉広域市町村圏組合消防本部が出場。→鎮火（3月31日17時12分）→双葉広域市町村圏組合消防本部が火災原因調査を実施（4月1日13時00分～）

2 消防庁の対応

福島県関係の対応状況は以下のとおりである。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 3月11日 | 16時30分 | 消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣
→21時15分福島県庁到着 |
| 3月12日 | 9時00分 | 政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣 |
| 3月13日 | | 「救急搬送に伴う放射能汚染に係る情報提供等について（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡 |

3月14日	1時00分	「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
	3時00分	「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
	11時25分	「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
3月15日	14時00分	「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
		「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
	23時50分	「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
3月17日	7時00分	福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置
3月18日～		福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日～4月2日）
3月18日	18時00分	東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日～4月1日）
3月20日	16時00分	消防庁災害対策本部に原発特命班を設置
3月23日	10時00分	消防庁が、消防職員の暴露放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日～4月2日）
3月27日		消防庁長官がJビレッジ及びいわき市立総合体育館にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
4月1日		消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
4月2日		有事即応のため、東京消防庁からヘリで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼

<参考>

1 福島第一原子力発電所の状況 (4月7日 13:30 現在)

	1号機 ※INES 評価レベル 5	2号機 ※INES 評価レベル 5	3号機 ※INES 評価レベル 5
要 事 象 等	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 11日 16:36 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 12日 01:20 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 12日 10:17 ベント開始 12日 15:36 水素爆発 12日 20:20 原子炉への海水注入開始 22日 11:20 圧力容器温度上昇 24日 11:30 中央制御室の照明が点灯 25日 15:37 原子炉への淡水注水開始 27日 07:30 タービン建屋の溜まり水を復水器へ移送 31日 09:20 トレンチ内滞流水の排水 31日 12:00 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送開始 31日 13:03 使用済燃料プールへ注水開始 《4月》 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替 7日 01:31 すべての弁を開放し、1号機原子炉格納容器内へ窒素ガス注入を開始	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 11日 16:36 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 13日 11:00 ベント開始 14日 13:25 15条事象発生 (原子炉冷却機能喪失) 14日 16:34 原子炉への海水注入開始 14日 22:50 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 15日 00:02 ベント開始 15日 06:10 圧力制御室付近で異音発生 15日 06:20 頃 圧力制御室損傷の疑い 15日 08:25 白煙発生 20日 15:05 使用済燃料プールへ注水開始 26日 10:10 原子炉への淡水注水開始 26日 16:46 中央制御室の照明が点灯 29日 16:45 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送 《4月》 2日 16:25 取水口付近ピットからの水漏れに関し、コンクリート注入による止水作業開始 2日 17:10 復水器から復水貯蔵タンクへの水の移送開始 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替 5日 15:07 2号機取水口付近のピット側面のコンクリート部分からの漏水に関し、取水口付近のピット周辺に穴を開け、凝固剤を注入 (6日 05:38 分頃、汚染水の海への流出停止を確認)	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 12日 20:41 ベント開始 13日 05:10 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 13日 08:41 ベント開始 13日 13:12 原子炉への海水注入開始 14日 05:20 ベント開始 14日 07:44 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 14日 11:01 水素爆発 17日 09:48 使用済燃料プールへ注水開始 22日 22:46 中央操作室の照明が点灯 25日 18:02 原子炉への淡水注水開始 28日 17:40 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送 《4月》 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替
	4号機 ※INES 評価レベル 3	5号機	6号機
主 要 事 象 等	《3月》 14日 04:08 使用済燃料プール水温度が 84℃に上昇 15日 09:38 火災発生 16日 05:45 火災発生 20日 08:21 使用済燃料プールへ注水開始 29日 11:50 中央制御室の照明が点灯	《3月》 19日 05:00 残留熱除去系ポンプで使用する済燃料プール冷却開始 20日 14:30 冷温停止 22日 19:41 外部電源に切替完了	《3月》 19日 22:14 残留熱除去系海水ポンプで使用する済燃料プール冷却開始 20日 19:27 冷温停止 22日 19:41 外部電源に切替完了 《4月》 1日 13:40 6号機廃棄物処理施設設備の床の溜まり水を5号機の復水器へ移送開始

2 避難指示等

- 3 月 11 日 21:23 総理指示：福島第一発電所の半径 3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3 月 12 日 05:44 総理指示：福島第一発電所の半径 10 km圏内の避難
- 3 月 12 日 07:45 総理指示：福島第二発電所の半径 3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3 月 12 日 17:39 総理指示：福島第二発電所の半径 10 km圏内の避難
- 3 月 12 日 18:25 総理指示：福島第一発電所の半径 20 km圏内の避難
- 3 月 15 日 11:06 総理指示：福島第一発電所の半径 20～30 km圏内の屋内退避
- 3 月 25 日 11:46 官房長官会見：屋内退避区域内住民の自主避難の積極的な促進